

大分県報

令和三年
号外（二五）
三月三十一日

（水曜日）

目次

規則

大分県事務委任規則の一部改正	一
森林組合法施行細則の一部改正	六
大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部改正	一〇
大分県契約事務規則の一部改正	一〇
大分県会計規則の一部改正	一一

規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第六十二号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の五の項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 不動産に関する登記及び登録の申告又は嘱託に関する事務（本庁所管に係るものを除く。）を行うこと。

別表第二の二の項第一号中「及び第三項」を削り、「指定し、その旨を会計管理者に報告する」を「指定する」に改め、同項第三号中「及び第五項」を削り、「任免し、会計管理者に報告する」を「任免する」に改め、同項第二十二号中「確認印を押印する」を「確認する」に改め、同表の四の項第十五号中「基づき、」の下に「請負代金内訳書及び」を加え、同項第十六号中「第四条（A）第三項」を「第四条（A）第四項」に改め、同項第十七号中

「第四条（A）第四項」を「第四条（A）第五項」に、「第四条（B）第三項」を「第四条（B）第四項」に改め、同項第一百十号を同項第一百五号とし、同項第九号中「第四十六号第六項」を「第五十条第六項」に改め、同号を同項第一百十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

百十三 委託約款第五十一条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

百十四 委託約款第五十一条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第二の四の項第八号中「第四十六号第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同項第一百十一号とし、同項第六号及び第七号を削り、同項第五号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十 委託約款第四十二条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第二の四の項中第四号を第八号とし、第九十号から第九十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第八十九号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を」を削り、同号を同項第九十三号とし、同項中第八十八号を第九十二号とし、第六十六号から第八十七号までを四号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 委託約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について承諾すること。

別表第二の四の項第六十四号を同項第六十七号とし、同項第六十三号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第六十二号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項中第六十一号を第六十四号とし、第六十号を第六十三号とし、第五十九号を第六十二号とし、同項第五十八号中「第五十二条第七項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同項第五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十 約款第五十六条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

六十一 約款第五十六条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第二の四の項第五十七号中「第五十二条第四項」を「第五十五条第四項」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第五十六号を削り、同項第五十五号中「第四十七条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十四号中「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第五十三号を

削り、同項第五十二号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同項第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 約款第四十七条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第二の四の項中第五十一号を第五十三号とし、第三十六号から第五十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十五号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる工期に満たない工期への変更を」を削り、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十四号を第三十六号とし、第二十七号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十六号中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十五号を第二十七号とし、第二十一号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 約款第七条の二第二項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。

別表第二の四の項第十九号の次に次の一号を加える。

二十 約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について承諾すること。

別表第三の振興局の長の部の二十三の項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条の規定」に改め、同表の保健所の長の部の一の款の八の項第一号中「第七条第三項ただし書き」を「第七条第四項ただし書」に改め、同項第三号中「医薬品等総括製造販売責任者」を「医薬品等総括製造販売責任者等」に改め、同項第四号中「医薬品製造管理者」を「医薬品製造管理者等」に改め、同項第五号中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同項第六号中「第三十五号第三項ただし書」を「第三十五号第四項ただし書」に改め、同項第七号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同項第八号中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に改め、同項第十号中「厚生労働省令で定める」を「同条第一項各号に掲げる」に改め、同項第十六号中「薬局開設者」の下に「若しくは地域連携薬局等の開設者」を、「当該職員に薬局」の下に「若しくは地域連携薬局等」を加え、同項第十七号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に、「病院」を「病院等」に改め、同項第二十一号中「に基づき、」の下に「薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対し、その構造設備の改善を命ずること及び」を加え、「その構造設備の改善を命じ、又は」を削り、同項中第三十四号を第三十五号とし、第三十号から第三十三号までを一

号ずつ繰り下げ、同項第二十九号中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十八号中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二条の五」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 法第七十二条の二の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対し、改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項中第八十二号を第八十五号とし、第八十一号を第八十四号とし、同項第八十号中「に基づき、」の下に「新感染症の所見がある者に対し、公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設若しくは」を加え、「又は」を「若しくは」に、「感染症」を「当該新感染症」に改め、同号を同項第八十三号とし、同項第七十九号中「感染症」を「新感染症」に改め、「報告を」の下に「求め、又は居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同号を同項第八十二号とし、同項中第七十八号を第八十一号とし、第六十号から第七十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第五十九号中「に基づき、」の下に「感染症の患者に対し、病原体を保有していないことが確認されるまでの間、体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設若しくは」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「その他の」の下に「当該」を加え、同号を同項第六十二号とし、同項第五十八号中「報告を」の下に「求め、又は居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同号を同項第六十一号とし、同項中第五十七号を第六十号とし、第三号から第五十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 法第十五条第八項の規定に基づき、当該職員の質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること（法第七条第一項において準用する場合を含む。）。

四 法第十五条第十項の規定に基づき、命令を受ける者に対し、当該命令をする理由等を書面により通知すること。

五 法第十五条第十一項の規定に基づき、命令を受けた者に対し、当該命令の理由等を記載した書面を交付すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十八の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第四号とし、第十二号を第五号とし、第十三号を第六号とし、同項第十四号中「届

出を行わず、又は「及び」「専任の」を削り、同号を同項第七号とし、同項第十五号を同項第八号とし、同項第十六号中「第十六条」を「第十三条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十七号を削り、同款の十九の項中「食品衛生法施行細則（平成十二年大分県規則第三十五号）を「施行細則」を削り、同項第二号及び第三号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第四号中「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同項第五号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第七号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「飲食店営業等」を「公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）」に改め、同項第八号中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同項第十二号中「施行細則第九条」を「施行規則第七十一条の二」に、「飲食店営業等で政令で定めるものの休業、再開及び廃止」を「許可営業者又は届出営業者の廃業」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「飲食店営業等で政令で定めるものの営業者」を「許可営業者又は届出営業者」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五十四条、第五十五条第一項及び第五十六条」を「第五十九条、第六十条第一項及び第六十一条」に、「飲食店営業等」を「公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 法第五十七条第一項の規定に基づき、営業（法第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）の届出を受理すること。

十 法第五十八条第一項の規定に基づき、食品等の回収に着手した旨及び回収の状況に関する届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十の項第六号中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十条の二第一項の規定に基づき、食品の回収に着手した旨及び回収の状況に関する届出を受理すること（令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされている事務に限る。）。

別表第三の保健所の長の部の一の款中二十一の項及び二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から二十六の項までを二項ずつ繰り上げ、同款の二十七の項中「事務」の下に「（東部保健所、中部保健所、南部保健所及び豊肥保健所の長は、この項の委任事項の欄の第二十五号から第三十号まで及び第四十号から第四十七号までの事務に限

る。）」を加え、同項第一号中「の提出を受ける」を「を受理する」に改め、同項第三十二号中「受ける」を「受理する」に改め、同項第三十九号中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、「立ち入り、」の下に「特定飼養施設その他の物件を」を加え、同項を同款の二十五の項とし、同款中二十八の項を二十六の項とし、二十九の項から四十八の項までを二項ずつ繰り上げ、同款の四十九の項第三号中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同項第四号中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同項第七号中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同項第十六号中「第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の」を「第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項第十三号中「第十八条の二十九第二項」を「第三十四第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項」を「第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十八号の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 法第十八条の十八第一項の規定に基づき、特定粉じん排出等作業の届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、法第十八条の十九各号に定める方法により行うことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款中四十九の項を四十七の項とし、五十の項から六十の項までを二項ずつ繰り上げ、同表のこども・女性相談支援センター長の部の三の款の一の項中第三十一号を第三十二号とし、第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 法第五十六条第六項の規定に基づき、期限内に費用を納付しない者に対し、滞納処分を行うこと。

別表第三のこども・女性相談支援センター長の部の三の款の二の項第十号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同項第十一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同表の中津児童相談所長の部の一の項中第二十九号を第三十号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 法第五十六条第六項の規定に基づき、期限内に費用を納付しない者に対し、滞納処分を行うこと。

別表第三の中津児童相談所長の部の二の項第十号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同項第十一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同表の動物愛護センター所長の部の二の項第十五号中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項中第十四号を第四十七号とし、第八号から第十三号までを十三号ずつ繰り下げ、第七号を第三十一号とし、同号の次に次の九号を加える。

三十二 法第二十六条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管を許可すること。

三十三 法第二十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の許可の申請書を受理すること。

三十四 法第二十七条第一項の規定に基づき、法第二十六条第一項の許可の申請が法第二十七条第一項各号に規定する条件に適合していると認めること。

三十五 法第二十七条第二項の規定に基づき、法第二十六条第一項の許可に条件を付すこと。

三十六 法第二十八条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更を許可すること。

三十七 法第二十八条第三項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の軽微な変更等の届出を受理すること。

三十八 法第二十九条の規定に基づき、特定動物飼養者の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

三十九 法第三十二条の規定に基づき、特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

四十 法第三十三条第一項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、報告を求め、又はその職員に、特定飼養施設の設置場所等に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の二の項中第六号を第三十号とし、第二号から第五号までを二十四号ずつ繰り下げ、第一号を第十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十五 法第二十二條の六の規定に基づき、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書等を提出すべきことを命ずること。

十六 法第二十三条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること（法第二十四条の四

第一項において準用する場合を含む。）。

十七 法第二十三条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

十八 法第二十三条第四項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）。

十九 法第二十四条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、報告を求め、又はその職員に、事業所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）。

二十 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、期限を定めて、必要な勧告をすること。

二十一 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

二十二 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

二十三 法第二十四条の二の二の規定に基づき、第二種動物取扱業者の届出を受理すること。

二十四 法第二十四条の三第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に係る変更の届出を受理すること。

二十五 法第二十四条の三第二項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に係る変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受理すること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の二の項中第十四号の前に次の十三号を加える。

一 法第十條第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録申請書を受理すること。

二 法第十一條第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録をすること（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）。

三 法第十一條第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録をした旨を申請者に通知すること（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）。

四 法第十二條第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を拒否すること（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）。

五 法第十二條第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を拒否した旨を申請者に通知すること（法第十三条第二項、第十四条第四項及び第十九条第二項において準用

する場合を含む。）。

六 法第十四条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から同項に規定する事項の変更、飼養施設の設置又は犬猫販売業の開始の届出を受けること。

七 法第十四条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から同項に規定する事項の変更の届出を受けること。

八 法第十四条第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者が犬猫販売業をやめた場合の届出を受けること。

九 法第十五条の規定に基づき、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

十 法第十六条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に係る廃業等の届出を受理すること（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）。

十一 法第十七条の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を抹消すること。

十二 法第十九条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

十三 法第二十一条の五第二項の規定に基づき、所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の二の項に次の二十号を加える。

四十九 施行規則第二条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

五十 施行規則第二条第五項の規定に基づき、登録証を交付すること（施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。）。

五十一 施行規則第二条第六項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から登録証再交付申請を受けること。

五十二 施行規則第二条第六項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、登録証の再交付を行うこと。

五十三 施行規則第二条第八項の規定に基づき、登録証の亡失の届出を受理すること。

五十四 施行規則第二条第九項の規定に基づき、登録を取り消された第一種動物取扱業者等から登録証の返納を受けること。

五十五 施行規則第四条第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業の登録を更新すること。

五十六 施行規則第五条第六項の規定に基づき、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

五十七 施行規則第十条第一項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の開催を第一種動物

取扱業者に通知すること。

五十八 施行規則第十条の六第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

五十九 施行規則第十五条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

六十 施行規則第十五条第五項の規定に基づき、許可証を交付すること（施行規則第十八条第五項において準用する場合を含む。）。

六十一 施行規則第十五条第六項の規定に基づき、特定動物飼養者から再交付の申請を受けること。

六十二 施行規則第十五条第六項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、許可証の再交付を行うこと（施行規則第十八条第五項において準用する場合を含む。）。

六十三 施行規則第十五条第八項の規定に基づき、許可証の亡失の届出を受理すること（施行規則第十八条第五項において準用する場合を含む。）。

六十四 施行規則第十五条第九項の規定に基づき、許可を取り消された特定動物飼養者等から許可証の返納を受けること（施行規則第十八条第五項において準用する場合を含む。）。

六十五 施行規則第十六条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管をやめた旨の届出を受理し、又は許可証の返納を受けること。

六十六 施行規則第十七条第一号ただし書又は同号ただし書の規定に基づき、特定飼養施設の構造及び規模について、観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。

六十七 施行規則第十八条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

六十八 施行規則第二十条の規定に基づき、特定動物に対する措置内容の届出を受けること。

別表第三の食肉衛生検査所長の部の二の項第二号中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同表の県立農業大学校長の部の一の項第六号中「の還付を決定する」を「を還付する」に改め、同表の家畜保健衛生所の長の部の一の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第四項」に、「種付」を「種付け」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第三十四条第三項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設者から当該家畜人工授精所の運営の状況について報告を受けること。

別表第三の土木事務所の長の部の十九の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「基づき」の下に「、二級建築士及び木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族からの法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出」を加え、「死亡又は失そう」を「失踪」に改め、「、成年後見人からの後見開始若しくは保佐人からの保佐開始の審判の届出」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条の二第一号の規定に基づき、相続人から二級建築士及び木造建築士の死亡の届出を受理すること。ただし、大分県指定登録機関が行うものを除く。

別表第三の土木事務所の長の部の三十の項第十四号中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同項第十五号中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同項第十六号中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同項第十七号中「第三十四条」を「第三十九条」に改め、同項第十八号中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同項第十九号中「第三十七条」を「第四十二条」に改め、同項第二十号中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の保健所の長の部の一の款中十八の項、十九の項及び二十の項の改正規定並びに二十一の項及び二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から六十の項までを二項ずつ繰り上げる改正規定並びに別表第三の食肉衛生検査所長の部の二の項の改正規定 令和三年六月一日
- 二 別表第三の保健所の長の部の一の款の八の項の改正規定 令和三年八月一日

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十三号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加える。

（吸収分割の認可の申請）

第十九条の二 法第八十八条の三第二項及び第八十八条の五第二項の認可の申請は、吸収分割認可申請書（第二十四号様式の二）により行わなければならない。

（新設分割の認可の申請）

第十九条の三 法第八十八条の十三第二項の認可の申請は、新設分割認可申請書（第二十四号様式の三）により行わなければならない。

第二十五条の見出し中「議決等」を「決議等」に改め、同条中「議決等取消請求書」を「決議等取消請求書」に改める。

第一号様式から第三号様式の二までの規定中「㊦」を削る。

第四号様式から第四号様式の十までの規定中「㊦」を削る。

第九号様式から第十五号様式までの規定中「㊦」を削る。

第十六号様式中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。

第十七号様式中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。

第十八号様式中「㊦」を削る。

第十九号様式中「㊦」及び注を削る。

第二十号様式及び第二十号様式の二中「㊦」を削る。

第二十一号様式中「㊦」及び注を削る。

第二十二号様式及び第二十三号様式中「㊦」を削る。

第二十四号様式（その一）中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第二十四号様式（その二）中「㊦」を削り、同様式の次に次の四様式を加える。

第 2 4 号様式の 2（その 1）（第 19 条の 2 関係）

吸収分割認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地

申請者 名 称

代表者の職

及び氏名

（吸収分割組合等と吸収分割承継組合等が連署すること。）

森林組合法 第 88 条の 3 第 2 項 の規定により、 森 林 組 合 と 森 林 組 合
第 108 条の 5 第 2 項 森林組合連合会 森林組合連合会

との吸収分割の認可を申請します。

添付書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 吸収分割に至るまでの経過の概要を記載した書類
- 3 吸収分割前の各森林組合、森林組合連合会の吸収分割に関する総会（総代会）議事録の謄本
- 4 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款（新旧対照表を含む。）、事業計画書及び資金計画書
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 6 森林組合法第 88 条の 5 第 1 項（同法第 108 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第 66 条第 2 項又は第 3 項に規定する手続を完了したことを証する書面
- 7 森林組合法第 88 条の 5 第 1 項（同法第 108 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第 67 条第 1 項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同条第 2 項に規定する手続を完了したことを証する書類
- 8 吸収分割契約書の写し

第 2 4 号様式の 2（その 2）（第 19 条の 2 関係）

吸収分割認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地

申請者 名 称

代表者の職

及び氏名

（吸収分割組合等と吸収分割承継組合等が連署すること。）

森林組合法 第 88 条の 3 第 2 項 の規定により、 森 林 組 合 と 森 林 組 合
第 108 条の 5 第 2 項 森林組合連合会 森林組合連合会

との吸収分割の認可を申請します。

添付書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 吸収分割に至るまでの経過の概要を記載した書類
- 3 吸収分割前の各森林組合、森林組合連合会の吸収分割に関する理事会議事録の謄本
- 4 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款（新旧対照表を含む。）、事業計画書及び資金計画書
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 6 森林組合法第 88 条の 5 第 1 項（同法第 108 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第 66 条第 2 項又は第 3 項に規定する手続を完了したことを証する書面
- 7 森林組合法第 88 条の 5 第 1 項（同法第 108 条の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第 67 条第 1 項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同条第 2 項に規定する手続を完了したことを証する書類
- 8 吸収分割契約書の写し
- 9 吸収分割組合等が吸収分割によつて吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額

の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類 10 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正組合員が、吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類 注 この様式は、森林組合法第 88 条の 4 第 1 項又は同法第 108 条の 6 第 1 項に定める吸収分割の手続を行う森林組合等を含む場合に使用すること。	第 2 4 号様式の 3（その 1）（第 19 条の 3 関係） <table><tr><td>大分県知事</td><td>殿</td><td>新設分割認可申請書</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>設立委員</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>代表者氏名</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 森林組合法第 108 条の 13 第 2 項の規定により、新たに森林組合連合会を設立するので、新設分割の認可を申請します。 記 1 新設分割設立連合会の住所及び名称 2 新設分割組合等の住所及び名称 添付書類 1 新設分割の理由書 2 新設分割に至るまでの経過の概要を記載した書類 3 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録の謄本 4 新設分割設立連合会の定款、事業計画書及び資金計画書 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の設立の日における貸借対照表） 6 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 66 条第 2 項又は第 3 項に規定する手続を完了したことを証する書類 7 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 67 条第 1 項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同条第 2 項に規定する手続を完了したことを証する書類 8 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 85 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本 9 新設分割計画の写し	大分県知事	殿	新設分割認可申請書	年	月	日			設立委員						代表者氏名			
大分県知事	殿	新設分割認可申請書	年	月	日														
		設立委員																	
		代表者氏名																	

第24号様式の3（その2）（第19条の3関係） 新設分割認可申請書 大分県知事 殿 年 月 日 設立委員 住 所 代表者氏名	
森林組合法第 108 条の 13 第2項の規定により、新たに森林組合連合会を設立するので、新設分割の認可を申請します。 記	
添付書類 1 新設分割設立連合会の住所及び名称 2 新設分割組合等の住所及び名称 3 新設分割の理由書 4 新設分割に至るまでの経過の概要を記載した書類 5 新設分割を決議した理事会の議事録の謄本 6 新設分割設立連合会の定款、事業計画書及び資金計画書 7 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の設立の日における貸借対照表） 8 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 66 条第2項又は第3項に規定する手続を完了したことを証する書類 9 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 67 条第1項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同条第2項に規定する手続を完了したことを証する書類 10 森林組合法第 108 条の 15 において読み替えて準用する同法第 85 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本 11 新設分割計画の写し	10 新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類 11 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が、新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類 注 この様式は、森林組合法第 108 条の 14 第1項に定める新設分割の手続を行う森林組合等を含む場合に使用すること。

第二十六号様式から第二十九号様式までの規定中「㊦」を削る。
第三十号様式の添付書類2中「（監合員又は会員が住所又は所在地及び氏名又は名称を白
署し、かつ、押印したもの）」を削る。

第三十一号様式中「議決等取消請求書」を「議決等取消請求書」に、
議決 議決
選挙 選挙
当選 当選

に改め、同様式の添付書類2中「（監合員又は会員が住所又は所在地及び氏名又は名称を白
署し、かつ、押印したもの）」を削る。

第三十二号様式から第三十五号様式までの規定中「㊦」を削る。

第三十六号様式中「㊦」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

第三十七号様式から第三十九号様式までの規定中「㊦」を削る。

第四十号様式中「㊦」を削り、「㊦」の次に「の写し」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十四号

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一
部を改正する規則

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則（昭和五十年大
分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「㊦」を削る。

第五号様式中「㊦（統柄）」を「（統柄）」に、「㊦（統柄又は関係）」を「（統柄又は
関係）」に改める。

第十二号様式中「㊦」を削る。

第十五号様式中「立会人（氏名） ㊦」や「立会人（氏名） 」に「処
分を受けた者（氏名） ㊦」や「処分を受けた者（氏名） 」を加える。

第三十号様式中「㊦」を削る。

第四十二号様式中「立会人 ㊦」を「立会人 」に、「氏名 ㊦」
を「氏名 」に、「（氏名） ㊦」を「（氏名） 」に改める。

第四十九号様式中「執行機関名 ㊦」を「執行機関名 」に改める。

第五十号様式、第五十六号様式及び第六十六号様式中「㊦」を削る。

第七十三号様式中「（氏名） ㊦」を「（氏名） 」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十五号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正す
る。

第五条第二項中「の各号」を削り、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項
第三号中「公団」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定
する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定す
る国立大学法人」に、「都道府県」を「地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法
律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）」に、「すべて」を
「全て」に改める。

第十六条第二項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「押印」を削る。

第五十六条第十号中「第百八条の三の三第一項」を「第百八条の三の四第一項」に改め、
同条に次の一号を加える。

十八 防災ヘリコプターの運航管理業務を委託する契約

第一号様式中

「（部分払い）

第6条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額
以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。」

「（部分払い）

第6条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第7条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 乙が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

じ 「第7条」や「第8条」じ 「第8条 甲は」や「第9条 甲は」じ 「第9条」や「第10条」じ 「第10条」や「第11条」じぬぬ。

第二号様式（その一）及び同様式（その二）中「うえ」を「上」に改め、「㊦」を削る。

第三号様式（その一）及び同様式（その二）中「㊦」を削る。

第三号様式（その三）中「印」を削る。

第三号様式（その四）から第四号様式（その三）までの規定中「㊦」を削る。

第五号様式（その一）から同様式（その五）までの規定中「うえ」を「上」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第十号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十六号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「専門研究員（総括）」の下に「上席主幹研究員（総括）」を加え、「所属長」を「所属長」に改める。

第五条中「の各号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条第六号中「内規及び通知」及び「又は改廃」を削り、同条を同条第三号とし、同条第七号から第九号までを削り、同条第十号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とする。

第十一条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項を削る。

第十三条第五項を削る。

第五十五条第一項中「（第三十四号様式）」を削る。

第六十四条中「の各号」を削り、同条中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 保険料

四 職員のために研修又は講習を実施する者に対して支払う経費

第百三十一条を次のように改める。

第百三十一条 削除

第百六十九条第一項第六号を次のように改める。

六 外国人を相手とする契約書を作成する場合は、署名をもつて記名押印に代えることができること。

第百六十九条第五項を削る。

第百七十八条中「署名押印し」を「記名し」に改める。

別表第一中

大分県大阪事務所		大 阪 市		を	
大分県大阪事務所 大分県福岡事務所		大 阪 市 福 岡 市		に改める。	
別表第四の警察本部の項中「、室」を削り、「会計課長、生活安全企画課長、人身安全・少年課長、保安課長、サイバー犯罪対策課長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、鑑識課長、交通指導課長及び交通機動隊長」を「各課（所、隊）の長」に改め、同表の大阪事務所の項の次に次のように加える。					
福岡事務所		庶務担当の課長		庶務担当の課長	
別表第六の五の項中「別表第五に掲げる経費ごとの合議区分による」を「否」に改める。					
第一号様式を次のように改める。					
第1号様式 削除					
第三号様式を次のように改める。					
第3号様式 削除					
第四号様式のうち「㊟」を削る。					
第四号様式の二及び第五号様式中「㊟」を削り、「うえ」を「上」に改める。					
第六号様式（その一）及び同様式（その二）中「㊟」を削る。					
第七号様式（その一）及び同様式（その二）中「施行印」を「施行」に改める。					
第十二号様式中「㊟」を削る。					
第十四号様式中					
納付された証券は不渡りとなりましたので同封の納入通知書により、あらためて納入してください。					
大分県会計管理者 ㊟					
年 月 日					
を					
（註）					
1 不渡券は、おかえししますから受領書（切取線から右の部分）に記入押印のうえ提出してください。					
2 さぎに交付した領収書は、無効ですからおかえしてください。					
納付された証券は、不渡りとなりましたので、同封の納入通知書により改めて納入してください。					
年 月 日					
大分県会計管理者 ㊟					
（注）					
1 不渡券は返却しますので、受領書（切取線から右の部分）に署名又は記入押印の上、提出してください。					
2 交付している領収書は、無効ですのでお返しください。					
受 上記の証券を受領しました。					
領 住所 年 月 日					
欄 氏 名 ㊟					
を					
受 上記の証券を受領しました。					
年 月 日					

領 所 氏 名

に改める。

第十五号様式（その一）中「㊟」及び「210×90」を削り、「取扱者印」を「取扱者欄」に改め、「この領収書には必ず取扱者の印を押すことになっています。」を削る。
第十五号様式（その二）中「㊟」及び「210×90」を削り、「取扱者印」を「取扱者欄」に改め、「この領収書には必ず取扱者の印を押すことになっています。」を削る。
第十七号様式中「㊟」及び「210×148」を削り、同様式の別紙中「210×148」を削る。
第二十号様式の二中「（90×130）」を削る。
第二十七号様式を次のように改める。

第 2 7 号様式

領 収 書 受 払 簿

課 長 (かい長)	課 長 補 (かい 出納員)	係 長	係 員	受 払 年 月 日	受		払		使 用 者 氏 名	残		使用済返納		備 考
					冊 番 号	冊 数	冊 番 号	冊 数		冊 番 号	冊 数	冊 番 号	冊 数	
				・ ・										
				・ ・										
				・ ・										
				・ ・										
				・ ・										

(A列4号)

備考 税外諸収入に係る領収書の受払は、全てこの様式によること。

第三十四号様式を次のように改める。

第34号様式 削除

第三十五号様式中「照合印」を「照合欄」に、「確認印」を「確認欄」に改める。

第三十九号様式中「印」を削る。

第四十号様式中「なだちに」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「引き換え」を「引換え」に、「検印」を「担当者」に改め、「係印」を削る。

第四十五号様式中「照合印」を「照合欄」に、「確認印」を「確認欄」に、「振替えて」を「振り替えて」に改める。

第四十七号様式及び第四十七号様式の二中「施行印」を「施行」に改める。

第七十号様式を次のように改める。

第 7 0 号様式（第107条関係）

歳 計 現 金 等 保 管 残 高 整 理 簿

年月日	収 入 額	支 出 額	差引残高	左 の 内 訳		
				定期預金	その他の預金	当座借越
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						

第七十二号様式中「使用者職氏名」を「使用者職氏名」に改め、「210×90」を削り、「記入押印のうえ」を「署名又は記入押印の上」に改める。

第百九号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

第百九号様式の二中「㊦」及び「㊦」を削る。

第百十号様式中「㊦」を削る。

第百十一号様式中「㊦」を削り、「物品引渡し場所」を「物品引渡場所」に改める。

第百十二号様式及び第百十三号様式中「㊦」を削る。

第百十四号様式（その一）及び同様式（その二）中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

第百十五号様式（その一）及び同様式（その二）中「㊦」及び「㊦」を削る。

第百十六号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中「1 区分欄」を「2 区分欄」に改める。

第百十七号様式から第百二十一号様式までの規定中「㊦」を削る。

第百二十三号様式中「㊦」を削り、「時分秒」を「時分秒」に改める。

第百二十四号様式中「㊦」を削る。

第百二十五号様式を次のように改める。

第125号様式（第161条関係）

備品使用簿

所属長

出納員

供用場所	品名	規格品質	数量	使用開始年月日	使用者氏名

備考 記載事項について、使用者の確認を得ること。

第百二十七号様式及び第百二十八号様式を次のように改める。

第 1 2 7 号様式

品目（ ）

消 耗 品 （ 材 料 品 ） 出 納 簿

出 納 員 (物品出納員)	年 月 日	出 納 の 理 由	単 位	受	払	残	受領者	摘 要

- 備考 1 この帳簿には、月計及び累計を記載すること。
- 2 毎月の実績について、所属長の供覧に付すこと。

第 1 2 8 号様式

品目 () 生 産 製 作 品 出 納 簿

出 納 員 (物品出納員)	年月日	出 納 の 理 由	規 格 品 質	受		払		残	摘 要
				数 量	評 価 額 円	数 量	評 価 額 円		

- 備考 1 受欄の数量には前年度残高及び生産による数量を、払欄の数量には売却、試験又は再生産のための消費その他の理由により保管を離れる数量を記載すること。
- 2 毎月の実績について、所属長の供覧に付すこと。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第百三十号様式を次のように改める。

第 1 3 0 号様式

郵 券 証 紙 類 受 払 簿

出 納 員 (物品出納員)													
受 領 者													
受払年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
受人先又は 払出(郵送)先													
円	受												
	払												
円	残												
	受												
円	払												
	残												
円	受												
	払												
円	残												
	受												
円	払												
	残												

備考 1 この帳簿には、月計及び累計を記載すること。
2 毎月の実績について、所属長の供覧に付すこと。

第百三十七号様式中「かえり」を「代えり」に改め、「㊦」及び「210×18」を削る。
第百四十号様式（その一）中「㊦」を削り、「やみやみ」を「やみやみ」に改める。
第百四十号様式（その二）中「㊦」を削る。
第百五十一号様式から第百五十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）
1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 改正前の大分県会計規則第十五号様式（その一）、同様式（その二）、第十七号様式及び第七十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。